

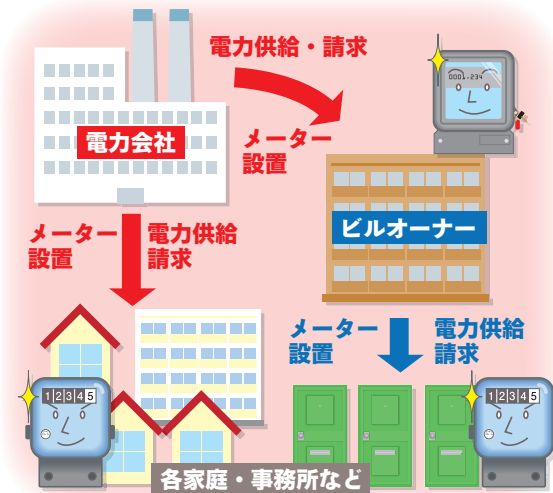
2 電気の供給者 (電力会社)

電気メーターは電気の使用料金を請求する側、即ち電力会社が設置しているため、電気の供給者の所有物となります。

例外として、マンションなどで一括受電し、オーナーなどの管理者が電気料金を各戸に請求する場合があります。この場合は②電気の供給者が③建物の所有者となっていることもあります。

通常は、使用する側が気にしなくても、電力会社が管理しているので、電気メーターは検定有効期限が切れる前に取り換えられて、常に検定・検査済のものを使うことができます。

電気を正しくはかって、円滑な取引ができるように、電気メーターは管理されています。一度、自宅に取り付けられているメーターの有効期限を見てみてください。



電気メーターと検定のいまむかし

第1回 明治～大正の電気メーター

日本で初めて電灯が使われたのは、1878(明治11)年3月25日のことでした。現在、3月25日は電気記念日となっています。

日本の電気メーター検定の歴史は、1910(明治43)年に電気測定法が公布され、翌1911(明治44)年に逓信省電気試験所が電気メーターの型式承認試験を翌1912(明治45)年に検定業務を開始したことに始まります。



明治大正期の電気メーター

日本で電気メーターが使われ始めた明治から大正期は、外国製の電気メーターが多く使われていました。国産の電気メーターは1914(大正3)年に初めて型式承認を取得した後、第1次世界大戦の影響による輸入数の減少などから多くのメーカーによって生産されましたが、量産設備が十分でなかったこともあり、昭和初期までは小型で軽量、安価な外国製メーターが多く使われていました。



国産初の電気メーター

全国のJEMIC

【本社】 〒108-0023 東京都港区芝浦四丁目15番7号 ☎03(3451)1181 FAX 03(3451)1364
URL <http://www.jemic.go.jp/> E-mail soumu@jemic.go.jp

見学会のお問い合わせは、お近くのJEMICへどうぞ。



- 北海道支社……………☎011(668)2437
- 東北支社……………☎022(786)5031
- 東北支社新潟事業所…☎025(246)3371
- 中部支社……………☎0568(53)6331
- 北陸支社……………☎076(248)1257
- 関西支社……………☎06(6451)2355
- 関西支社京都事業所…☎075(681)1701
- 関西支社尼崎事業所…☎06(6491)5031
- 中国支社……………☎082(503)1251
- 四国支社……………☎0877(33)4040
- 九州支社……………☎092(541)3031
- 九州支社熊本事業所…☎096(325)2131
- 沖縄支社……………☎098(934)1491

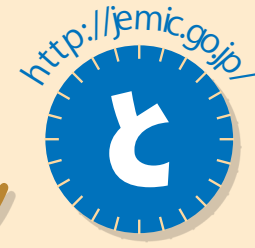
電気メーターの検定・検査についてはJEMICのホームページをご覧ください

JEMIC

検索

※無断転載・転用を禁じます。

くらしと検定



No. 11

平成25年11月
[発行] 日本電気計器検定所



JEMIC イメージキャラクター
「ミクちゃん」

各家庭に1台は設置されている電気メーターですが、注意して見たことはありますか？

いつ見ても同じような見かけの電気メーターが付いているため、何十年も同じメーターを使っていると思う方もいるかもしれませんが、電気メーターは10年に一度^{※1}取り替えられています。

電気料金は、電気メーターの計量値によって決まるため、正しくはかることができる電気メーターだけを使用するために検定制度があります。電気メーターは、使用前に検定^{※2}を受けて合格する必要があります。検定の有効期限は10年と決められています。

有効期限を迎えた電気メーターは、分解、洗浄、修理、調整などオーバーホールを行った後、検定を受けて合格すると再度使用できるようになります。

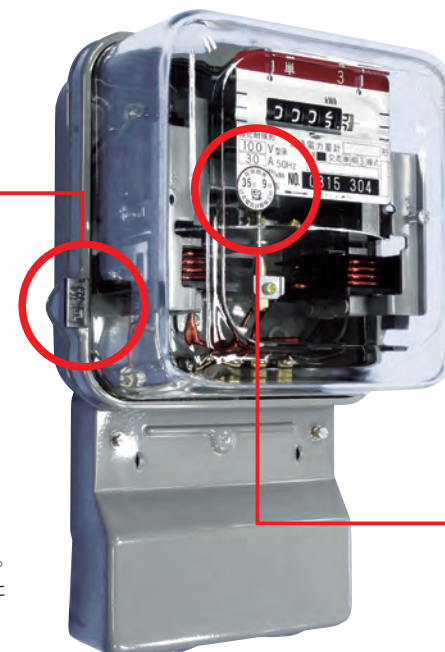
日常生活ではあまり気にすることはないかもしれませんが、私たちが生活していく上でとても大切な検定制度についてもう少し詳しくお話しします。

ずっと同じものを使っているの？
電気メーターは、

有効期限と
検定証印が
表示されています



検定証



有効期限が
表示されています



検定ラベル

※1：家庭で使用されている一般的な電気メーターの場合。
※2：検定に代えて、計量器の製造事業者が検定に準じた検査を行う場合もあります。

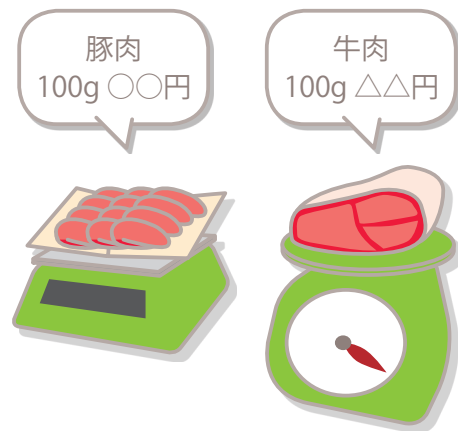


くらしを守る

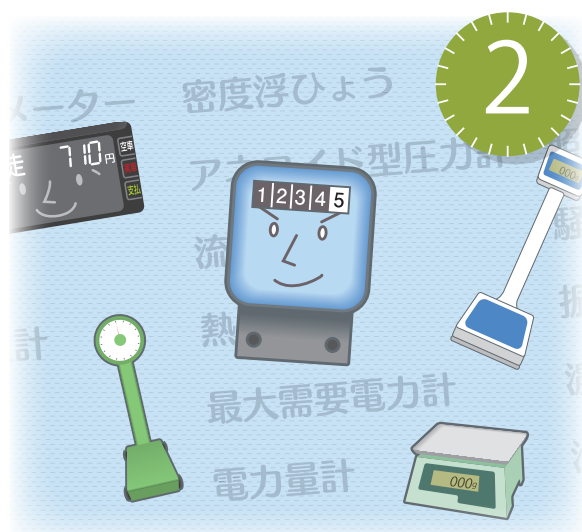
1 検定制度

取引や証明に使用する計量器は特定計量器と呼ばれ、検定・検査が義務付けられています。

こう言うと何だか難しく感じるかもしれませんが、はかり売りに使われるはかりや距離で料金が決まるタクシーメーターなどは、正しくはかることができるかをきちんと調べてから使われるということです。



2 特定計量器



計量法では、18種類の特定計量器が決められています。はかり(質量計)やタクシーメーターを始め、水道メーターやガスメーター等の体積計、照度計、体温計(温度計)、騒音計などがあります。もちろん電気メーターも特定計量器です。

同じばかりでも、家庭で料理などに使われるはかりは、取引に使われるものではありませんので、特定計量器にはあたりません。

3 計量法

計量器の検定制度や特定計量器などについては、計量法という法律で決められています。

産業・文化・社会を発展させるためには、適正な計量は欠かせません。適正な計量を確保するための計量制度の骨格として計量法があり、その他の計量法施行令や計量法施行規則、計量単位令を始めとした多くの法令によって、日本の計量制度は維持されています。

検定制度



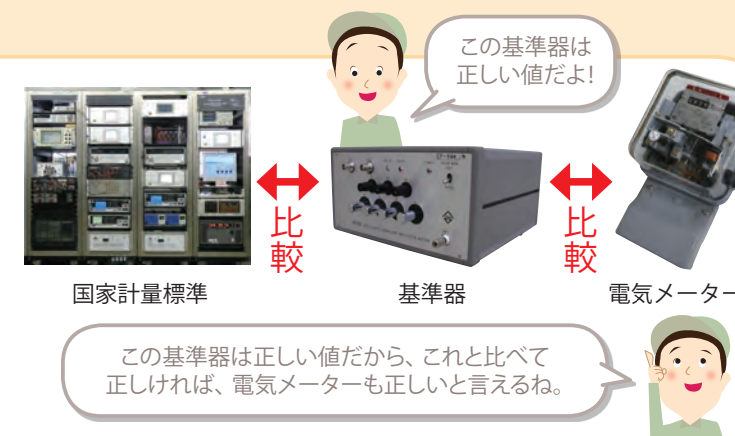
4 日本電気計器検定所法

はかりやタクシーメーター、体温計などほとんどの特定計量器は都道府県の計量検定所が検定を行っていますが、電気メーターは日本電気計器検定所が検定を行っています。

日本電気計器検定所は、1964(昭和39)年公布の日本電気計器検定所法によって設立されました。それまで国、東京都、社団法人日本電気協会が別々に行っていた電気メーターの検定などの業務は一本化され、公正かつ効率的に行われるようになりました。

5 国家標準 (国家計量標準)

社会活動や経済活動を円滑に行うため、計量単位は国際的に同じものが使われています。各国では計量単位となる「国家標準」を設定しており、日本ではその多くを独立行政法人産業技術総合研究所が維持、供給していますが、電力・電力量の国家標準は、日本電気計器検定所が維持しています。電気メーターの検定は、電力・電力量の国家標準とつながっている基準器(基準となる値をもつ装置)と比較し、正しくはかれているかを調べて行います。



次回からは、検定と検定を支える制度について、より詳しくお話ししていきます。

Q&A コーナー

Q 電気メーターは誰の物?

- 1 電気の利用者(電気料金を払っている人)
- 2 電気の供給者(電力会社)
- 3 建物の所有者(オーナー又は管理者)

答えは次ページをご覧ください!

